

○平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部改正案 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改正案			現行		
第1 無線局(船舶局及び船舶地球局を除く。)の検査実施要領 1 (略) 2 法第60条の時計及び備付書類等			第1 無線局(船舶局及び船舶地球局を除く。)の検査実施要領 1 (略) 2 法第60条の時計及び備付書類等		
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 備付書類			2 備付書類		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
③ その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し(包括免許に係る <u>特定無線局</u> にあっては、 <u>法第27条の6第3項の届出書の写し</u>)	備付けの有無の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる <u>備付け</u> の電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき(注)は、「不可」とする。	③ その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し	備付けの有無の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる <u>備え付け</u> の電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき(注)は、「不可」とする。

注 (略)

3 無線設備等

- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認
(包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)

(表略)

- 一の二 法第二十七条の六第三項の届出書に記載された内容の事実の確認 (包括免許に係る特定無線局の場合に限る。)

<u>検査の項目</u>	<u>具体的な検査の実施方法等</u>	<u>検査の成績</u>
<u>1 届出者の氏名又は名称並びに住所</u>	<u>届出書の写しにより、その記載事項を照合し、確認する。</u>	<u>相違するときは、「不可」とする。</u>
<u>2 無線設備の設置場所</u>	<u>無線設備の設置場所を届出書の写しと照合し、確認する。</u>	<u>相違するときは、「不可」とする。</u>
<u>3 送信可能な電波の型式及び周波数</u>	<u>それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を届出書の写しと照合し、確認する。</u>	<u>相違するときは、「不可」とする。</u>
<u>4 送信設備の製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証</u>	<u>送信設備ごとに製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を届出書の写しと照合し、確認する。</u>	<u>相違するときは、「不可」とする。</u>

注 (略)

3 無線設備等

- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

(表略)

番号		
<u>5 空中線系</u>	<u>空中線系ごとに、空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向、給電線(空中線共用装置を含む。)について、届出書の写しと対比照合し、確認する。</u>	<u>相違するときは、「不可」とする。</u>
<u>6 電源設備</u>	<u>電源設備の区分(補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。)ごとに届出書の写しと照合し、確認する。</u>	<u>相違するときは、「不可」とする。</u>

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
(略)	(略)	(略)
5 空中線電力	1～6 (略) 7 空中線電力の指定 (<u>包括免許に係る特定無線局にあっては、届出</u>)に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあつては、その間に挿入されるろ波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。 8 (略)	許容値を超えるときは、「不可」とする。
(略)	(略)	(略)

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
(略)	(略)	(略)
5 空中線電力	1～6 (略) 7 空中線電力の指定に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあつては、その間に挿入されるろ波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。 8 (略)	許容値を超えるときは、「不可」とする。
(略)	(略)	(略)

注 1 ~ 3 (略)

三 (略)

第二 (略)

注 1 ~ 3 (略)

三 (略)

第二 (略)